

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
住民基本台帳法第12条第1項、 <u>第12条の3第1項及び第2項並びに第20条第1項、第3項及び第4項</u> の規定による住民票又は戸籍の附票の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき 200円	住民基本台帳法第12条第1項 <u>及び第20条第1項</u> の規定による住民票又は戸籍の附票の写しの交付	住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき 200円
住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき 200円	住民基本台帳法第12条の2第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき 200円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
戸籍法（昭和22年法律第224号） <u>第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項</u> の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスク	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円	戸籍法（昭和22年法律第224号） <u>第10条第1項</u> の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第117条の4第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録され	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円

クをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
戸籍法第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき 350円
戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄抄本手数料	1通につき 750円
戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき 450円

ている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
戸籍法第10条第1項の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき 350円
戸籍法第12条の2第1項の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第117条の4第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄抄本手数料	1通につき 750円
戸籍法第12条の2第1項の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき 450円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する改正部分 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 戸籍法（昭和22年法律第224号）に関する改正部分 戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日